

平成 29 年第 2 回

遠軽町議会定例会会議録（第 3 号）

平成 29 年 3 月 17 日（金）午前 10 時 00 分開議

◎本日の会議に付議した事件

- 会議録署名議員の指名について
- 日程第 33 議案第 26 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 34 議案第 27 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 35 発議第 1 号 遠軽町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について
- 日程第 36 議案第 2 号 遠軽町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
（付託案件） 条例の制定について
（総務・文教常任委員会審査報告、平成 29 年第 2 回定例会付託）
- 日程第 37 議案第 19 号 平成 29 年度遠軽町一般会計予算
（付託案件） （予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 38 議案第 20 号 平成 29 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
（付託案件） （予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 39 議案第 21 号 平成 29 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
（付託案件） （予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 40 議案第 22 号 平成 29 年度遠軽町介護保険特別会計予算
（付託案件） （予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 41 議案第 23 号 平成 29 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
（付託案件） （予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 42 議案第 24 号 平成 29 年度遠軽町水道事業会計予算
（付託案件） （予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 43 議案第 25 号 平成 29 年度遠軽町下水道事業会計予算
（付託案件） （予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 44 意見案第 1 号 無料公衆無線 LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求め
る意見書
- 日程第 45 議員派遣について
-

《平成 29 年 3 月 17 日》

◎出席議員（16名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	杉本信一君
	1番	今村則康君	2番	岩上孝義君
	3番	佐藤昇君	4番	稲場仁子君
	5番	奥田稔君	7番	黒坂貴行君
	9番	岩澤武征君	10番	阿部君枝君
	11番	山谷敬二君	12番	松田良一君
	13番	竹中裕志君	14番	秋元直樹君
	15番	高橋義詔君	16番	一宮龍彦君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	新山史賢君
代表監査委員	村瀬光明君	農業委員会 委員長	新国純一君

◎説明員

総務部長	加藤俊之君	民生部長	松橋行雄君
経済部長	鈴木光男君	経済部技監	内野清一君
総務課長	舟木淳次君	情報管財課長	鈴木浩君
企画課長	佐藤祐治君	財政課長	大堀聡君
ジオパーク推進課長	鴻上栄治君	危機対策室参事	山地茂樹君
保健福祉課長	小谷英充君	住民生活課長	小野寺正彦君
税務課長	会津靖朗君	子育て支援課長	菊地隆君
農政林務課長	澤口浩幸君	商工観光課長	伊藤雅彦君
建設課長	金沢一彦君	水道課長	久保英之君
生田原総合支所長	平間敏春君	丸瀬布総合支所長	只野博之君
白滝総合支所長	村上裕和君	会計管理者	荒井正教君
教育長	河原英男君	教育部長	小野寺健君
教育部総務課長	大貫雅英君	社会教育課長	堀嶋英俊君
図書館長	門脇和仁君	学校給食センター所長	古賀伸次君
監査委員事務局長	伯谷和昭君	選挙管理委員会事務局長	伯谷和昭君
農業委員会事務局長	河本伸二君		

◎議会議務局職員出席者

《平成29年3月17日》

事務局 長 安 江 陽一郎 君 事務局 主 幹 渡 邊 亮 司 君
庶務・議事担当係長 小 玉 美紀子 君

《平成 2 9 年 3 月 1 7 日》

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は、16人であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、佐藤議員、杉本議員を指名します。

◎日程追加の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

お手元に配付しました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎日程第33 議案第26号

○議長（前田篤秀君） 日程第33 議案第26号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木情報管財課長。

○情報管財課長（鈴木 浩君） 議案第26号工事請負契約の締結について、御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は平成28年災上支湧別幹線10線橋災害復旧工事（繰越）であります。契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額は1億1,836万8,000円であります。契約の相手方は紋別郡遠軽町白滝149番地1、大同産業開発株式会社、代表取締役今野政男であります。

この工事につきましては、3月14日に指名競争入札を行っております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表5番に記載をしておりますので、御参照願います。

大同産業開発株式会社とは同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、10月31日の完成を

予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第26号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第34 議案第27号

○議長（前田篤秀君） 日程第34 議案第27号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木情報管財課長。

○情報管財課長（鈴木 浩君） 議案第27号工事請負契約の締結について、御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は平成28年災武利環状線武利橋災害復旧工事（繰越）であります。契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額は5,994万円であります。契約の相手方は紋別郡遠軽町丸瀬布東町98番地、株式会社管野組、代表取締役社長石井英治であります。

この工事につきましては、3月14日に指名競争入札を行っております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表6番に記載をしておりますので、御参照願います。

株式会社管野組とは同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、10月31日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

《平成29年3月17日》

これより、議案第27号工事請負契約の締結についてを採決いたします。
本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第35 発議第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第35 発議第1号遠軽町議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

黒坂議員。

○7番(黒坂貴行君) ー登壇ー

発議第1号遠軽町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について、説明をいたします。

提案理由は、議員定数については合併時には26人、平成20年12月に現在の18人となりました。しかし、平成25年の選挙において法定得票数に満たない候補者が出たことにより、結果的に欠員となる事態が生じ、議会の存在意義を問われかねない危機的状態になりました。

議会報告会等において、現状維持の18人あるいは16人に減員すべき等、さまざまな意見があった中、議会改革活性化特別委員会では全会一致には至らなかったものの、2人を減員し16人とすべきという報告が先般あったところであります。

そういった特別委員会における議論の結果を踏まえ、遠軽町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正するため、地方自治法第112条及び遠軽町議会会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例でありまして、同条例の一部を次のとおり改正するものであります。

改正の内容は参考資料、新旧対照表により御説明いたしますので、参考資料をお開き願います。

遠軽町議会の議員の定数を定める条例(抜粋)新旧対照表でありまして、第1条中「18人」を「16人」に改めるものであります。

別紙に戻りまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、次の一般選挙から適用するものです。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、提出者に対する質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

《平成29年3月17日》

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） ー登壇ー

私は、議員定数削減に反対の立場で意見を述べたいと思います。

この問題は、議会を活性化するためにはどうするのかという議論の中で出てきたものです。遠軽町は12年前に四つの自治体が合併したもので面積は広く、現在なお、それぞれの地域の特性があります。そこで、この問題を四つの観点から簡潔に述べたいと思います。

一つ目、議員を減らすことが議会の活性化につながるのかという問題です。定数を削減することは、人口減少の激しい地域から議員が出ることが難しくなると考えられます。議会の構成として、4地域から議員が出ることができる条件を残しておくことは、地域の問題がより詳しく的確に議会に反映されて、議会の活性化につながるようになります。

二つ目、定数を減らすことによって新しい議員の誕生が難しくなり、若い人が議員に挑戦する機会を掴み取ることにはなれないかと思われます。議会は新しい人材が入ることによって、より活性化されると考えます。

三つ目、現在、三つの常任委員会で運営をしていますが担当する所管の内容量、委員数5人から6人での審議が適切であり、現状を維持すべきと考えます。

四つ目、議会は民意を反映させ町民の利益、福祉の向上を図ることが目的であり議員の数がより多いほうが、より多くの民意を反映することができます。何より、議会の活性化は議員一人ひとりの日常的な町民の皆さんとのつながりで生まれるものであると考えます。

以上の観点から議員定数の削減には反対し、現行どおり18人を維持することが本町議会にとって必要であると考えます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

今村議員。

○1番（今村則康君） ー登壇ー

私は先ほど提案されました発議第1号遠軽町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について、賛成の立場から討論をいたします。

地方議員にとって、最大の権限と責任は議決権の行使にあります。したがって、議員は町民の声やみずからの調査、研究から到達した結論を町政に反映させることは当然として、より適正な判断が下されるための審議方法にも着目しなければならない立場にあります。

《平成29年3月17日》

一方、何名の議員構成で行うことが妥当なのかという客観的な根拠は全くないのが現実であります。したがって、現状の議員定数18人を維持しなければ町民の付託に答えられないとする根拠も当然ないわけであります。言うまでもなく、議会には行政をチェックする役割があり、今後、地方分権を進め、近隣中核を目指す本町にとって権限と仕事が増える中で議員の役割も大きくなります。

一般に議会改革というと議員定数を削減することばかりが注目されがちですが、何よりも大事なことは個々の議員の質を上げ、議会の機能と品格を高めることにより、議会に対する町民の信頼を構築することであります。そのために町民の声、地域の要望を広く聴衆する現場力を身につけ、町政に反映させる政策立案能力を高めるとともに、公開する発進力を含め総合的な議員力を高めることが結果的に議会改革につながるものと確信いたします。

現在は社会保障費の財源不足が深刻化している時代でもあります。例えば、後期高齢者医療制度の当初案のように、結果的に多くの高齢者にとって負担増につながる制度改革や、また国や道からの補助金の見直しも起こり得るでしょう。それは町民の生活に大きな影響を与える可能性を予感させるものであり、避けて通れない現実的課題が控えております。

同時に、本町町民にとって、その最後の相談窓口は道でも国でもなく遠軽町役場であり、多くの住民からの悲痛な要望や声に対し、現状の町職員が対応しなければならないことも十分承知しているはずであります。少なくとも、我々議員は住民への痛みや現場職員の苦悩を重んじれば、まず我々議員が先んじて痛みを受け、さらに切磋琢磨することが住民の付託に答える議員としての姿勢であると確信しています。

少なくとも、住民の痛みや町職員の苦悩を理解しよう、共有していこうとする心と、それを具現化しようとする態度なしに、どうやって町民の皆様と向かい合えると言うのでしょうか。

7か月後に控えました町議会議員選挙は狭き門となります。しかし、あえてみずから厳しい選択をすることがたゆまぬ努力、惜しまない議会の姿勢を示すことにより、町民、遠軽町議会議員とともに一丸となって遠軽町政を前進させ、率先垂範でなければなりません。

よって、私はここに遠軽町議会の議員定数を2人減して16人とする議会改革活性化特別委員会の原案に賛成するとともに、賢明なる議員諸氏の御賛同をお願いいたしまして、本案に対しての賛成討論とします。

○議長（前田篤秀君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 賛成者の発言もありませんか。

竹中議員。

○13番（竹中裕志君） ー登壇ー

私は、議員定数18人を2人減員し16人にすることに賛成する立場から討論を行います。

私は平成25年10月の遠軽町議会選挙の洗礼を受け以来、初当選をしてから3年5か月余りが経過しました。さきの遠軽町議会選挙では、お一人の方が法定得票数に足らず、結果、当選されることなく17人での議会構成でスタートしました。その後まもなく、まことに残念なことでありますが、同僚議員が重篤な病気によって亡くなられたことにより現在の議員16人の皆さんのもと、多くの御指導、御協力をいただきながら今日まで議員活動を行ってまいりました。

遠軽町議会の運営は、会派を結成しながら運営されており、そうではありますが個々の事例について言えば、おのずと思想、信条、物事の捉え方などが多少なりとも違います。しかしながら、最終的には町民のための議員であるということは共通していると改めて痛感しているところであります。

私は現在、総務・文教常任委員会に所属しており、日常の議員活動においては町内小中学校、高校行事に御案内がある限り出席させていただいておりますし、地域活動や町内の各種団体等との交流にも積極的に参加させていただいております。一社会人だったころとは違い、多種多様な方々との出会いを大切にしながら今後も議員活動をしていく上で、町全体の議員としての自覚をしっかりと持って活動する自信が生まれてまいりました。

私は、昨今よく耳にする人口減少とか時代の流れなどとの思いではなく、現在の16人の議員がそれぞれ町全体の議員としての自覚を持ってなせば議会活動は十分に足り得ると考えるところであります。

よって、私は議員2人削減案に賛成いたします。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって討論を終わります。

これより、発議第1号遠軽町議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

発議第1号遠軽町議会の議員の定数を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（前田篤秀君） 起立多数です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第36 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第36 議案第2号遠軽町行政手続等における情報通信の技

術の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

平成29年第2回定例会において付託しました総務・文教常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

今村総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長（今村則康君） ー登壇ー

平成29年第2回遠軽町議会定例会において、本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので遠軽町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1の付託事件は、議案第2号遠軽町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてであります。

2の審査の結果は、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

3の審査の経過は、委員会審査を平成29年3月8日に実施したものであります。

次に、委員会審査における審査、意見などについて御報告いたします。

この条例は国が進めるマイナポータルを活用した子育て関連の手続について、インターネットによるオンラインサービスが可能となる子育てワンストップサービス検索、電子申請機能が平成29年7月から順次開始されることから、遠軽町においても可能となるよう、その環境整備の一環として制定するものです。

この条例の制定によりまして、今回は子育てワンストップサービスの利用に寄与することとなりますが、今後の国における各種事業への対応や、さらには遠軽町独自の事業展開にも期待できるものです。町におかれましては、これを契機として費用対効果の検証などを含めながら、さらなる町民の利便性の向上に向け協議、検討されることを期待するものです。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第37 議案第19号から日程第44 議案第25号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第37 議案第19号平成29年度遠軽町一般会計予算、日

《平成29年3月17日》

程第38 議案第20号平成29年度遠軽町国民健康保険特別会計予算、日程第39 議案第21号平成29年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算、日程第40 議案第22号平成29年度遠軽町介護保険特別会計予算、日程第41 議案第23号平成29年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算、日程第42 議案第24号平成29年度遠軽町水道事業会計予算、日程第43 議案第25号平成29年度遠軽町下水道事業会計予算、以上、議案7件を一括議題といたします。

本定例会において付託しました予算審査特別委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

今村予算審査特別委員会委員長。

○予算審査特別委員会委員長（今村則康君） ー登壇ー

平成29年度遠軽町一般会計予算ほか6件につきましては、平成29年第2回遠軽町議会定例会において予算審査特別委員会に付託され、慎重に審査をしてまいりました。

審査に当たりましては、理事者を初め関係部課長等により、詳細に説明をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げる次第であります。

初めに、本特別委員会で審査いたしました結果について御報告いたします。

審査結果につきましては、議案第19号平成29年度遠軽町一般会計予算から議案第25号平成29年度遠軽町下水道事業会計予算までの付託議案7件を全会一致をもって、原案のとおり附帯意見を付して可とすることに決定したところであります。

審査の経過につきましては、委員会審査報告書のとおりであります。

最後に、附帯意見としまして、一般会計、予算に関する資料については前年度と比較できるように改善されたことは評価できるが、前年度との変更、科目の変更等や新規事業を計上している場合は特記事項を設けること等、表記を検討し、さらなる具体的な事業内容を記載し充実を図ること。

以上が報告書の内容となっておりますが、口頭により予算審査に当たっての総括的な意見と各会計当初予算の執行についての意見を申し上げます。

口頭分、平成28年度予算審査特別委員会において、委員長口頭分により意見を付した予算に関する説明資料については、予算書の関連ページを入れるよう検討することとしましたが、今回、改善されたことに対し厚くお礼申し上げます。

なお、決算時における歳入歳出にかかわる主要な施策の成果説明書についても、同様に検討をお願いします。

以上、予算審査における意見について申し上げましたが、そのほかにも特別委員会において各委員から多くの事項について意見や提言を申し上げましたので、その意を十分に御理解いただき今後の町政運営に生かしていただきたいものと存じます。

以上をもちまして、平成29年度遠軽町各会計予算に関する審査報告といたします。

○議長（前田篤秀君） 委員長報告に対する質疑は行わないことになっておりますので、一括上程した議案7件の採決をいたします。

《平成29年3月17日》

採決は、上程の順により、各議案ごとに行います。

これより、議案第19号平成29年度遠軽町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成29年度遠軽町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成29年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成29年度遠軽町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成29年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成29年度遠軽町水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

《平成29年3月17日》

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成29年度遠軽町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第44 意見案第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第44 意見案第1号無料公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備促進を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○10番(阿部君枝君) ー登壇ー

無料公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備促進を求める意見書。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、通信環境の整備が課題となっています。

平成26年度の観光庁が行った調査によると、旅行中最も困ったこととして無料公衆無線LAN環境が30.2%と最も高く、公共施設や観光施設におけるWi-Fi環境の普及が利用手続の面で課題が指摘されています。

政府は防災の観点から平成32年までに約3万か所の整備を目指しており、人が多く出入りする場所に設置を働きかけています。

Wi-Fi環境の整備促進はインバウンドのさらなる増加だけでなく、防災拠点となる公共施設等の災害時における通信手段の確保にも大きく貢献することから、次の事項について強く要望します。

記。

一つ目、鉄道・バス等の公共交通機関やホテル・旅館等の宿泊施設などの民間施設に対するWi-Fi整備支援事業を一層拡充すること。

二つ目、日本遺産・国立公園等の観光拠点や観光案内所におけるWi-Fi環境の整備を一層促進し、観光地の機能向上や利便性向上を図ること。

三つ目、防災の観点から、避難所・避難場所の学校、市民センター、公民館等の防災拠点や、博物館・自然公園等の被災場所として想定される公的拠点へのWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体に対して、財政的支援措置を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

《平成29年3月17日》

平成29年3月17日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣です。

議員各位の御賛同、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） これより、提出案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、意見案第1号無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を関係行政庁に送付します。

◎日程第45 議員派遣について

○議長（前田篤秀君） 日程第45 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣について、会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣をしたいと思います。

なお、細部については、議長に一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については派遣することに決定しました。

以上をもって、本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、平成29年第2回遠軽町議会定例会を閉会します。

午前10時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	新田 篤秀
署	名	議員 佐藤 昇
署	名	議員 杉本 信一